

講座・教室

健康体操教室

音楽・映像を使った健康づくり

DKエルダーシステム(介護予防システム)で、音楽・体操・映像などを使ったプログラムを行います。歌って、体を動かして、健康になりませんか。

日時 8月27日(木)午後1時30分~3時※参加費無料。

場所 八幡人権・交流センター

対象 市内在住・在勤の人

定員 15人

☎・☎8月26日(水)までに、高齢介護課(☎983-5471)へ

新型コロナウイルス感染確認アプリについて

新型コロナウイルス感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ(CO COA)」の運用が始まりました。



また京都府では、府内の店舗利用時やイベントの参加時などで感染者との接触履歴をメールでお知らせする、「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス(こことろ)」の運用も開始されました。



詳細は、各QRコードにアクセスして、ご確認ください。接触確認アプリなどの活用による感染拡大の予防をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染に関する相談

府内で新型コロナウイルスに感染した人が増加しています。次のような症状がある場合は、すぐに相談してください。

- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある
- ②基礎疾患がある人や高齢者など重症化しやすい人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ③上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合や、強い症状がある場合や解熱剤などを飲み続けている人

☎京都府新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(☎414-4726)、山城北保健所(☎0774-21-2911<平日午前8時30分~午後5時15分>)

京都やましろ創業塾

初めて「経営」を行うための基礎知識やノウハウを勉強する講座です。中小企業診断士と商工会経営支援員が起業を全面的に支援します。

日時 9月6日~10月4日の毎週日曜日の午前10時~午後5時。全5回。

場所 京田辺市商工会館(京田辺市田辺中央4-3-3)

対象 起業・独立を考えている人や後継者など

定員 20人(先着順)

参加費 6,000円

☎・☎電話またはFAX、郵送で、山城地域ビジネスサポートセンター(〒610-0334京田辺市田辺中央4-3-3、☎0774-68-1120、FAX 0774-62-6677)へ

熱中症予防と新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや「3密(密集・密接・密閉)」を避けるなどの「新しい生活様式」の実践が求められています。「新しい生活様式」における熱中症予防のポイントをまとめました。

①マスクの着用について

屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。マスク着用の際には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。



②エアコンの使用について

一般的な家庭用エアコンは、空気を循環させるだけなので、冷房時でも換気を行きましょう。また換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定しましょう。

③涼しい場所への移動について

少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所へ移動しましょう。屋内にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所へ移動してください。

④日頃の健康管理について

定時の体温測定、健康チェックを行い、健康管理を充実させてください。また、体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。

☎健康推進課(☎983-1116)

募集

令和2年度「府民協働型インフラ保全事業」の募集

府が管理している道路や河川、建物などの公共施設について、日頃から利用されている府民の皆さまの身近な「気付き」を生かし、地域の安心・安全やインフラの長寿命化につなげるため、改善箇所の提案を募集しています。

募集期間 8月3日(月)~10月30日(金)

※詳細は、府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/t-eian-2ji.html>)をご覧ください。

☎山城北土木事務所 企画調整課(☎0774-62-0547)、道路河川課(☎983-5089)

「キッズ教室」参加者とスタッフ募集

遊びながら基礎運動能力を向上させます。日本スポーツ協会、スポーツ少年団の推進する活動です。

日時 10月~令和3年3月で月3回(おもに、第1・2・3土曜日) 午前10時~11時30分

場所 有都小学校体育館、グラウンド

対象 ①参加者は3歳~小学3年生(4月1日現在)、②スタッフは体を使った遊びの経験者・幼児教育経験者・子どものスポーツ指導経験者など幼児の運動遊びに興味のある人※年齢不問。

参加費 2,000円(保険代・登録費等)

☎・☎9月11日(金)までにハガキに住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・電話番号を記入し、スポーツ協会・スポーツ少年団(〒614-8023八幡名残23-1<市民交流センター内>)、☎・FAX983-9202、月・水・金の午前9時~午後4時)へ

スポーツ

第36回八幡市民総合体育大会テニス大会

日時 ①男子ダブルス・女子ダブルス・B級男子ダブルス=9月6日(日)、②一般MIXダブルス・100歳ダブルス・B級女子ダブルス=9月13日(日)※時間はいずれも午前9時から(受け付けは8時45分まで)。雨天などの予備日は①9月22日(火・祝)、②9月27日(日)

場所 市民スポーツ公園

対象 テニス協会会員または市内に在住・在勤の非会員(100歳ダブルスは本年度末年齢がペア合計100歳以上)

交通安全書道展作品募集

開催日 9月19日(土)~30日(水)

場所 生涯学習センター

提出先 8月26日(水)~28日(金)に管理・交通課へ

出品方法 ①作品は普通半紙で1人1点。未発表のもの、②所定の出品票(管理・交通課窓口または各学校で入手可)に必要事項を記入し、作品中央下部に貼付し、提出してください。台紙は不要。なお、作品は返却しません。

課題例

幼児・小学生低学年	とまれ・右左・しんごう・みる・まもる
小学生中学年	安全・注意・よく見る・思いやり・守ろう
小学生高学年	安全運転・交通安全・一時停止・事故なし
中学生	安全確認・油断大敵・免許返納・事故防止
一般(高校生以上)	自由課題(交通安全にちなむ)

☎管理・交通課(☎983-5144)

成人式の実行委員募集

令和3年1月11日(月・祝)に開催予定の八幡市成人式で、企画運営をしていただく実行委員を募集します。

対象 市内在住の新成人(平成12年4月2日~平成13年4月1日生)

☎ハガキに住所・氏名・生年月日・性別・電話番号(自宅および携帯)・メールアドレスを記入し、〒614-8501社会教育課へ申込み。または、市ホームページのお問い合わせフォームからお申込みください。※9月4日(金)必着。

※実行委員会(会議)は、9月中旬開催予定(後日郵送にて通知します)。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ず予定が変更になることもありますので、ご了承ください。

☎社会教育課(☎983-3088)

試合方法 3組1ブロックで予選リーグ(1セットマッチ、ノーアドバンテージ、6ゲーム先取)後、クラス別の決勝トーナメント(1セットマッチ、6-6タイブレーク)方式。

参加費 会員同士=3,000円、会員・非会員=3,300円、非会員同士=3,600円※市外未登録者は1人につき1,000円追加で参加可能。

☎・抽選会 8月8日(土)午後6時~7時に抽選会場(市民交流センター1階会議室)へ申込書と参加費を添えて申し込みください。抽選会は午後7時~8時に行います。

☎テニス協会=有馬(☎090-2197-5288、メール:arima.katsunori@gmail.com)

情報ひろば

市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶児童扶養・特別児童扶養手当の現況届のご案内

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給中の人は、毎年、現況届や所得状況届の提出が必要です。2年間続けて現況届や所得状況届の届出をしないと資格喪失になります。

必要書類を郵送しますので、次の期日までに子育て支援課で手続きをしてください。

- 児童扶養手当(現況届) 8月3日(月)～31日(月)
- 特別児童扶養手当(所得状況届) 8月12日(水)～9月11日(金)

①児童扶養手当とは?

父母の離婚等で父(母)と生計をともにしないひとり親家庭や父(母)に代わってその児童を養育している人に支給する制度です。

【対象となる児童】

次のいずれかに該当する児童のうち、18歳になって最初に迎える3月31日までの児童、または、おおむね中程度以上の障がいのある20歳未満

までの児童。
①父母が離婚などをした、②父(母)が死亡した、③父(母)が障がいの状態(基準あり)にある、④父(母)から1年以上遺棄されている、⑤父(母)が法令により1年以上拘禁されている、⑥父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた、⑦父(母)の生死が1年以上明らかでない、⑧婚姻によらないで生まれた

【手当額(月額)】

区分	支給対象児童1人	支給対象児童2人
全部支給	43,160円	53,350円
一部支給	43,150円～10,180円	53,330円～15,280円
全部停止	0円	0円

※3人目以降は1人増えるごとに全部支給で6,110円、一部支給で6,100円～3,060円加算。

※一部支給は所得に応じて決定。

②特別児童扶養手当とは?

精神または身体におおむね中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護(養育)する父母などに支給する制度です。※認定は医師が審査し、決定します。

【対象となる児童】

目や耳など身体が不自由である、日常生活を制限される程度の病気にかかっている、知的発達に障がいがあるなど。

【手当額(月額・児童1人)】

1級=52,500円、2級=34,970円

※①・②とも受給者および扶養義務者の所得制限があります。

☎子育て支援課(☎983-1112)

▶感染症防止対策を実践しながら、公共交通機関を利用しましょう



電車・バス・タクシーなどの公共交通機関では、感染症対策として、車内の換気や消毒、運転士の体調管理やマスク着用の徹底などが行われています。また、公共交通機関を利用する際には、マスクの着用、目・鼻・口を触らないようにする、手洗い・うがいを忘れず行うことにより、感染リスクを下げることができます。

感染症防止対策を正しく理解・実践し、公共交通機関を利用しましょう。
☎管理・交通課(☎983-5144)

▶八幡市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定しました

生産緑地地区指定のために必要な面積要件を緩和する八幡市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制

定しました。

生産緑地とは市街化区域内において緑地機能および多目的保留地機能を有する優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画法により定めることができる地区です。

これまで、生産緑地地区指定のために必要であった面積要件は一団で500平方メートル以上としましたが、さらにきめ細かく都市農地の保全を図ることを目的に、この条例により面積要件を一団で300平方メートル以上に引き下げることにしました。

☎都市整備課(☎983-5049)

▶在日外国人に特別給付金

無年金の在日外国人のうち

①高齢者(大正15年4月1日以前生)

②重度障がい者

に特別給付金を支給しています。

支給額は①月額10,000円、②月額36,000円です。

※①②ともに支給要件と所得制限があります。

☎①は高齢介護課(☎983-3594)、

☎②は障がい福祉課(☎983-2129)

▶社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

社会福祉法人等が提供する次の対象サービスを利用する被保険者が以下の一定の要件を満たす場合、介護サービス費(利用者負担分)および居住費(滞在費)、食費の4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)を軽減する制度です。軽減を受けるには申請をして認定されることが必要です。なお、旧措置入所者として利用者負担割合が5%以下の人や生活保護受給者は軽減対象が異なります。

対象となるサービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護※、小規模多機能型居宅介護※、地域密着型特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、特別養護老人ホーム、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号通所介護のうち介護予防通所介護に相当する事業。(※は介護予防サービスを含む)

対象 市民税非課税世帯で、次の要件をすべて満たす人のうち、その人の収入や世帯の状況、利用者負担を総合的に勘案し、特に生計が困難であると市が認めた人。

①年間収入が単身世帯で150万円(世帯員1人増えるごとに50万円加算)以下

②預貯金等が単身世帯で350万円(世帯員1人増えるごとに100万円加算)以下

③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと

⑤介護保険料を滞納していないこと

☎・☎必要書類など詳しくは、高齢介護課(☎983-3594)へ

▶「打ち水」の実施について

8月1日は「水の日」、8月1日～7日は「水の週間」です。

市では「水の週間」に、より多くの方が水の有効利用を体感し、水について考えていただくことを目的に「打ち水」の実施を呼びかけています。打ち水を行うことで、ヒートアイランド対策や冷房機器の使用減少による温室効果ガス排出量の削減効果も期待できます。

雨水などを利用して、ご自宅前の道路などで打ち水をしてみましょう(通行人にかからないように注意し、密集・密接を避けて行ってください)。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市役所敷地内で一斉に打ち水を実施する「打ち水大作戦inやわた」は中止します。

☎環境保全課(☎983-2795)

▶2020八幡市民マラソン大会の中止について

12月に開催を予定していた2020八幡市民マラソン大会は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況が見通せない中、皆さんの安全を確保することが困難であると判断し、中止することとしました。ご理解・ご協力をお願いいたします。

☎大会実行委員会事務局(☎983-9202、月・水・金の午前9時～午後4時)、社会教育課(☎983-3088)

▶第48回八幡市民文化祭の中止について

10月31日、11月1日に開催を予定していた第48回八幡市民文化祭は、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、皆さんの安全を考慮し、中止することとしました。ご理解・ご協力をお願いいたします。

☎社会教育課(☎983-5674)、文化協会(☎983-9202、火・木・金の午前9時～午後4時)

▶「敬老のつどい」について

例年、9月～11月にかけて市内の30地域で「敬老のつどい」を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今年度については中止することといたしました。毎年、楽しみにされていた皆さんには申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

☎高齢介護課(☎983-5471)

イベント



▶「背割堤桜の塗り絵」を展示します

広報やわた4月号の表紙などに掲載し、募集していた「背割堤桜の塗り絵」を展示します。

日時 8月1日(土)～30日(日) 午前9時～午後5時(「背割堤 夏の休日2020」<9面に関連記事あり>の期間内)

場所 さくらであい館

その他 展示した塗り絵は返却されませんので、あらかじめご了承ください。

☎秘書広報課(☎983-1087)